

令和元年度
岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会
岡山県障害者差別解消支援地域協議会

次 第

日 時 令和2年1月29日（水）

14:00～15:30

場 所 ホテルメルパルク岡山3階「芙蓉」

1 開 会

2 会長の選任

3 議 題

（1）障害者差別解消の推進に向けた取組状況等について

（2）「岡山県障害者計画」、「岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画」に係る次期計画について

（3）岡山県自立支援協議会専門部会の活動について

4 閉 会

審議会・協議会について

岡山県障害者施策推進審議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者基本法（必置）
 - ・ 岡山県障害者施策推進審議会条例
- 関係する県計画
 - 岡山県障害者計画
(障害のある人のための施策に関する基本計画)
- 審議会の所掌事務
 - ・ 県障害者計画策定にあたっての意見
 - ・ 県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・ 県の障害者に関する施策の実施状況の把握 など

岡山県自立支援協議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者総合支援法（努力義務）
 - ・ 岡山県自立支援協議会設置要綱
- 関係する県計画
 - 岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画
(障害福祉サービスの利用見込量や提供体制の確保を定め、その円滑な実施に関する計画)
- 協議会の所掌事務
 - ・ 県障害福祉計画策定にあたっての意見
 - ・ 障害者等への支援体制の整備に関する協議 など

岡山県障害者差別解消支援地域協議会

- 設置根拠
 - ・ 障害者差別解消法（任意）
 - ・ 岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
- 協議会の所掌事務
 - ・ 障害者差別の解消の取組に関する協議
 - ・ 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること など

○障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第36条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
 - 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○岡山県障害者施策推進審議会条例

（趣旨）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県障害者施策推進審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 関係行政機関の職員
 - 二 学識経験のある者
 - 三 障害者
 - 四 障害者の自立と社会参加に関する事業に従事する者
- 2 前項第二号から第四号までの委員の任期は、2年とする。ただし、同項第二号から第四号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 第1項第二号から第四号までの委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、保健福祉部において行う。

（その他）

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

岡山県自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に規定する協議会として、岡山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域における障害のある人への支援体制の整備に関して必要な事項及び障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する施策の計画的な推進について必要な関係機関等の連携強化を要する事項の協議に関する事務を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、所掌事務にかかる専門的な事項の協議を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成20年3月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この改正は、平成23年10月28日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成24年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年5月31日までとする。

附 則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

岡山県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者差別の解消を推進する関係機関の連携強化と情報共有を図り、その取組を効果的かつ円滑に行うため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条の規定に基づき、岡山県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の市町村障害者差別解消支援地域協議会の活動支援に関すること。
- (2) 障害者差別に関する相談体制の充実に関すること。
- (3) 障害者差別に関する関係機関の連携強化と情報共有に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で構成する。

2 岡山県障害者施策推進審議会の委員は、協議会の委員を兼ねるものとする。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条各号に掲げる事項に係る専門的な調査又は検討を行うため、部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行時期)

第1条 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(協議会委員の任期の経過措置)

第2条 平成28年5月31日以前に任命された協議会委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

1 障害者差別解消の推進に向けた取組状況

<p>●岡山県自閉症協会</p> <p>1 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間 ○街頭啓発活動 ・毎年4月、JR岡山駅での啓発活動。 ○ブルーライトアップ ・毎年4月、岡山城天守閣、津山鶴山公園備中櫓、備中国分寺五十塔のブルーライトアップ ○啓発パネルと作品等展示 ・毎年4月、岡山市役所、津山市役所での展示</p> <p>2 障害者週間 ・毎年12月、JR岡山駅での啓発資材配布の協力</p> <p>3 その他 ・岡山市のわくわく子どもまつりin岡山ドームへの公民館ブースへの協力 ・岡山県バリアフリー等連絡会議への出席やセミナー講演会の実施</p>	<p>●岡山県難病団体連絡協議会</p> <p>【啓発活動】</p> <p>1 難病フォーラム ・専門講師(就労支援、サービス、介護、メンタルヘルス)を招き、日常生活に役立つ情報を提供</p> <p>2 難病ウォーキングキャンペーン ・H30年～ ・難病を知らない方に難病を理解してもらおう啓発活動 ・当事者、家族等でハートプラスマークの横断幕を持ち、歩きながら啓発する</p> <p>3 idyy交流会 ・10代～30代を中心とした患者交流会 ・若者世代で意見交換、情報共有を図る。</p>
<p>●岡山県手をつなぐ育成会</p> <p>1 研修会の実施 ・毎年8月、県内の新任会長を対象に、差別解消関係の研修の実施</p> <p>2 研修実施の推進 ・各地域の親の会、相談員に差別解消、権利擁護等の研修の実施を推進するも、具体の成果はまだ。</p>	<p>●岡山労働局</p> <p>1 職員研修の実施 ・新規採用職員、人権教育受講職員、新任管理者</p> <p>2 事業主向け啓発 ・ハローワーク窓口でリーフレットの配布</p>
<p>●岡山県身体障害者福祉連合会</p> <p>1 中四国ブロック身体障害者相談員研修会の開催 ・令和元年10月開催 ・約120名参加 ・内容：東京パラリンピックを契機とした共生社会の実現とそれに向けた地域の役割(内閣官房東京オリパラ推進本部事務局参事官 岩川勝氏)</p> <p>2 岡山県身体障害者相談員研修会の開催 ・令和元年12月開催 ・約140名参加 ・内容：3人の母親の物語～障害をもった子の母親のそれぞれの思い～(社会福祉法人山梨県障害者福祉協会理事長 竹内正直氏)</p> <p>3 広報誌「はばたき」による啓発(2019年) (5月) 障害者への医療費助成精神障害者も対象に (6月) 旧優生保護法一時金支給法が成立 (8月) 改正障害者雇用促進法が成立 (10月) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律読書バリアフリー法が成立</p> <p>4 障害者差別解消条例の早期制定を要望 ・岡山県議会への要望(陳情)</p>	<p>●岡山県(障害福祉課)</p> <p>1 研修会の実施 (1) 県職員研修(毎年) ①対象者 新規採用職員、主任級職員、労務管理者 ②内容 障害者差別解消法及び職員対応要領の説明 (2) 市町村職員等研修 [令和元年度実績(12月末) 4市町] (3) あいサポーター研修(毎年) ①対象 一般 ②内容 障害特性の理解と障害のある人への配慮(ちょっとした手助け)を実践する「あいサポート」運動の普及啓発 [令和元年度実績(12月末) 67回 参加者 約2,600人]</p> <p>2 セミナー等の開催(毎年) ①対象 一般 ②内容 障害者差別解消、障害者の権利擁護、虐待防止など</p> <p>3 啓発イベントの実施 障害者週間に啓発イベントを開催 [令和元年度実績 12/3街頭啓発キャンペーン 岡山駅、鴨方駅、笠岡駅などにて]</p> <p>4 啓発冊子の配布 (1) 「バリアフリー社会の思いやり」(一般向け冊子) (2) 「障害者差別解消法・あいサポート運動実践事例集」(市町村・団体向け)</p>

2 不当な差別的な取扱いや合理的配慮への対応事例

<p>●岡山県自閉症協会</p>
<p>1 不当な差別的な取扱いに関する対応事例</p> <p>当会会員から教職員の対応についての相談があった。</p> <p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <p>セミナー開催に際し、難聴の参加者からの申し出に応じて、要約筆記者と共に着席できる長机と椅子を準備した。</p>
<p>●岡山県手をつなぐ育成会</p>
<p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <p>岡山市で開催した手をつなぐ育成会中国・四国大会の参加申込書に「配慮が必要な事項」を記入する欄を設けたところ、聴覚障害のある参加者から、手話通訳をつけてほしいとの要望があったため、手話通訳を配置した。</p>
<p>●岡山県身体障害者福祉連合会</p>
<p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <p>ラウンドアバウト交差点については、視覚障害者団体から設置反対の意見があったが、自動車の安全な交差点通行ができ、災害時に停電して信号機が止まっても強いということで県下に2箇所整備されている。しかし、音響式信号機などが設置されていないため、交通弱者である視覚障害者がどうやって横断すればよいのか、横断に対する不安が高まっている。</p> <p>このため、見方によっては差別的な措置であるとされることもあるが、このような視覚障害者団体からのアピールに関して視覚等の障害者の安全な横断についてどういう合理的配慮が考えられているのか知りたい。</p>
<p>●岡山県難病団体連絡協議会</p>
<p>1 不当な差別的な取扱いに関する対応事例</p> <p>難病は障害者手帳のような病気の証となる手帳がなく、特定医療費指定難病受給者証という医療費助成の証しかない。難病患者にも永続的に持てるような内部疾患手帳を作るべき。</p> <p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <p>障害者手帳を取得できない難病患者は多く、一般雇用で就職することが多い。</p> <p>障害者枠に属さないため、就労で悩んでいる方は多い。</p> <p>病気と仕事との両立が難しいと思っている難病患者は多い。</p> <p>体調に波があるため、周りから理解されにくく、「やる気がないのでは」と誤解を受ける例も少なくない。</p> <p>合理的配慮をする側も対応が難しい現状はある。難病への理解を深め社会全体での就労環境が整ってほしい。</p>
<p>●岡山県立岡山東支援学校</p>
<p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <p>例えば、「岡山県立高等学校入学者選抜」や「岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部入学者選抜」等に於いて、実施要項で「受験上の特別な配慮」を必要とする志願者については、中学校等の校長が事前に志願校と十分相談することとしている。</p> <p>具体的には、中学校長が決められた様式による依頼を行い、高等学校等では中学校長からの相談内容を踏まえ、個人の事情に応じて、選抜における公平・公正が保たれる範囲内で対応することとしている。</p>
<p>●岡山労働局</p>
<p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下肢障害の職員について、採用時は松葉杖使用であったが、加齢により車椅子使用となった。職員からの申出を受けて、勤務官署については、エレベーター設置がある所属とした。 ・下肢職員（装具着用）について、業務時間中の移動が少なく済むように共用プリンター近くにデスクを変更し、また、ファイル等の書類移動の負担を軽減するため、ワゴンを用意したほか、踏み台を購入し、高い位置から書類を取り出しやすくした。
<p>●中国運輸局岡山運輸支局</p>
<p>2 合理的配慮の申出についての対応事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議開催にあたり、事前に申出のあった際には、手話通訳、要約筆記等で対応。 ・視力の弱い方に対し、会議資料を拡大コピー（A4をA3に）して渡している。

●岡山県

2 合理的配慮の申出についての対応事例(H30)

【財産活用課①】

(相談事例)

県庁の玄関に貼ってある「介助や同行が必要な方はお気軽に近くの職員にお声かけください」といった内容の張り紙を自動ドア近くの目立つ場所にしてほしい。

(対応)

県庁本館の1階県民室総合案内及び県庁本館(西側)1階守衛立哨カウンターに、障害のある方が気軽に支援を求めることができるよう、「「介助」や「同行」が必要な方は、お気軽にお声かけください。」という案内表示を行い、支援が必要な場合、各表示場所から訪問先の担当課に連絡し、対応することとした。

【財産活用課②】

(相談事例)

県庁の平面駐車場の障害者用パーキングには屋根がない。小雨であれば多少濡れてもいいと思うが、土砂降りの時は車から降りる場所がない。

(対応)

県庁外来駐車場の立体駐車場1階に、身体障害者等用駐車場を新たに1枠設置するとともに、出入口の段差を解消し、雨が降った場合でも障害のある方が雨に濡れることなく庁舎に入ることができるようにした。案内表示を行い、支援が必要な場合、各表示場所から訪問先の担当課に連絡し、対応することとした。

【財産活用課③】

(相談事例)

県庁のコンビニに入ろうとしたが、入口に段差があり、さらに入口ドアが開き戸であったため、コンビニに入れなかった。

(対応)

コンビニ入口近くの車椅子の方が押せる位置にドアフォンを設置し、障害のある方がドアフォンを鳴らした場合には、コンビニの店員が障害のある方を介助するよう対策をとった。

【子ども未来課】

(相談事例)

聴覚障害のある方から、研修における手話通訳等の派遣依頼があった。ご本人から1日の研修につき、手話通訳、要約筆記の同時派遣を希望された。

(対応)

県としては、合理的配慮として、グループワークを含む基本研修は手話通訳のみ、座学の専門研修は要約筆記のみとするはどうかと提案したところ、本人は承諾、納得してくれた。これにより、基本研修は手話通訳、専門研修は要約筆記の派遣をした。研修受講後、本人から、手話通訳等派遣してもらったおかげで大変分かりやすく、良い研修になったと好評をいただいた。

【人事委員会事務局①】

(相談事例)

県職員等採用試験において、視覚障害のある受験者から筆記試験での拡大読書器の使用と試験時間の延長の希望があった。

(対応)

採用試験を実施する人事委員会が対応を検討し、筆記試験での拡大読書器の使用と試験時間の延長を認めた。当該受験者は拡大読書器を使用し、延長した試験時間の中で筆記試験の解答を行うことができた。

【人事委員会事務局②】

(相談事例)

県職員等採用試験において、聴覚障害のある受験者から面接の際にワイヤレス補聴援助システム(話し手の声を集音し、補聴器に取り付けた受信機に送ることで聞き取りを向上させる機器)を使用したいとの希望があった。

(対応)

採用試験を実施する人事委員会が対応を検討し、面接でのワイヤレス補聴援助システムの使用を認めた。当該受験者はワイヤレス補聴援助システムを使用し、面接を問題なく行うことができた。

【備前県民局地域づくり推進課】

(相談事例)

備前県民局主催の障害者アートイベントを行うにあたり、参加施設から、参加者に車いすの方がいるため、会場周辺での車いす用トイレや移動の際の段差について配慮してほしいとの申出があった。

(対応)

車いす用トイレを整備している会場周辺の店舗及び会場近くの病院に、トイレをお借りできるよう交渉した。屋内イベントは、なるべく段差のない1階の会場としたほか、段差のある会場では、スロープを利用できるよう、事前に手配した。店舗に設置された車いす用トイレは、トイレまでの通路やトイレの個室が狭く、上手に使えない参加者もいたが、病院のトイレは使い勝手がよく、特に大きなトラブルはなかった。また、移動の際の段差やスロープについて配慮したことで、参加者が怪我なく安全に移動できた。

【岡山県消費生活センター】

(相談事例)

聴覚障害のある方からの消費者トラブルの相談があり、最初は相談員が筆談で相談を受けていたが、複雑な内容であったため、筆談のみでは聞き取りが困難な状況となった。

(対応)

本人の要望があったため、同一建物内にある聴覚相談者センターに依頼し、手話通訳の方に同席してもらって相談を継続。

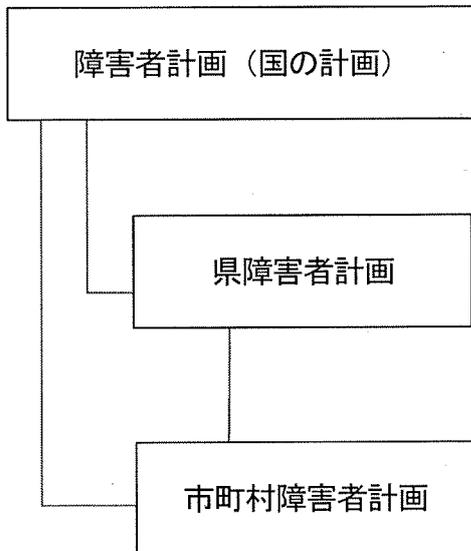
相談者にスムーズに助言が伝わり、自力による解決につながった。その後、簡単な手話を身につける相談員もあり、視覚障害者に対する相談体制が改善された。

岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画に係る次期計画について

1	国の計画・指針と県・市町村の計画との関係	・・・P 1
2	県計画（今期計画）の概要	
	（1）第3期岡山県障害者計画	
	① 体系	・・・P 2
	② 実施状況	・・・P 3
	（2）第5期岡山県障害福祉計画及び第1期岡山県障害児福祉計画	
	① 体系	・・・P 7
	② 実施状況	・・・P 8
3	県計画（次期計画）策定に係る国の方針等	
	（1）第4次障害者基本計画（国の計画、H30年度～R4年度）	
		・・・P 12
	（2）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の見直しに向けた国の議論	・・・P 15
4	県計画（次期計画）の策定スケジュール	・・・P 18

1 国の計画・指針と県・市町村の計画との関係

◆障害者計画 ※根拠：障害者基本法

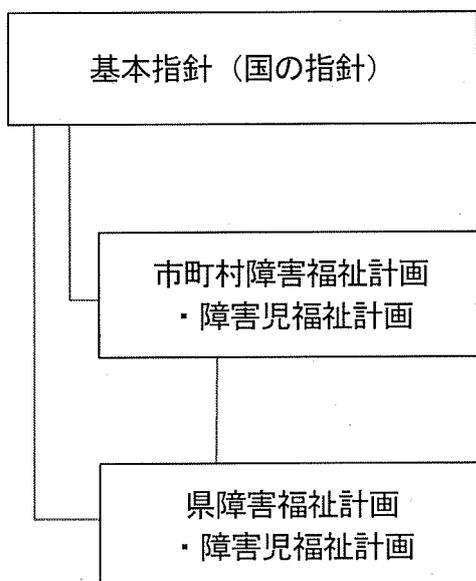


政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈法第 11 条 1 項〉

県は、障害者計画（国の計画）を基本として、県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈法第 11 条 2 項〉

市町村は、障害者計画（国の計画）及び県障害者計画を基本として、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈法第 11 条 3 項〉

◆障害福祉計画・障害児福祉計画 ※根拠：障害者総合支援法



厚生労働省は、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。〈法第 87 条 1 項〉

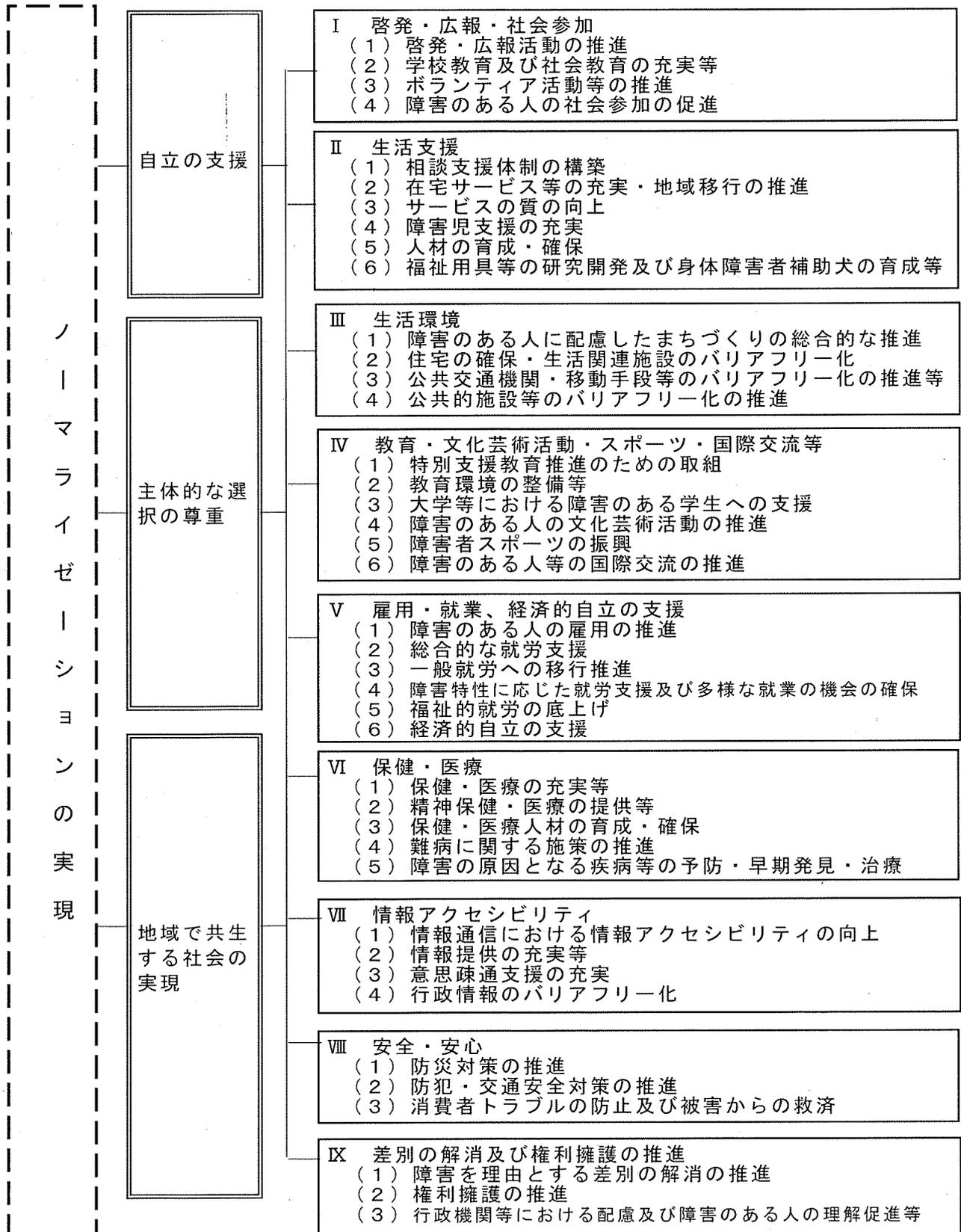
市町村は、基本指針（国の指針）に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈法第 88 条 1 項〉

県は、基本指針（国の指針）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈法第 89 条 1 項〉

2 県計画（今期計画）の概要

(1) 第3期岡山県障害者計画

① 体系



②第3期岡山県障害者計画 実施状況

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	平成30年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
I 啓発・広報・社会参加					
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進(協力施設、又は区画等の数等)	955施設、2,116区画	1,015施設 2,268区画	1,200施設 2,600区画	障害福祉課	R2
高校生地域防災ボランティアリーダー養成数	803人	1735人	1872人	教育庁保健体育課	R2
大学生災害ボランティア研修会開催大学数	7大学	7大学	10大学	県民生活交通課	R2
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	36.3%	39.6%	50.0%	教育庁義務教育課	H28
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合	73.5%	73.0%	80.0%	教育庁義務教育課	H28
II 生活支援					
相談支援利用者数(計画相談支援)	1,403人/月	2655人/月	2,486人/月	障害福祉課	R2
相談支援利用者数(地域相談支援(地域定着支援))	194人/月	202人/月	265人/月	障害福祉課	R2
発達障害について、身近に相談できるかかりつけ医の数	0人	165人	150人	障害福祉課	R2
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数[累計]	18市町村	23市町村	27市町村	障害福祉課	R2
「発達障害者支援センター」の運営事業の利用者数(県地域生活支援事業)	485人	281人	400人	障害福祉課	R2
訪問系サービス利用者数	56,131時間/月	3,305人/月	4,384人/月	障害福祉課	R2
日中活動系サービス利用者数(生活介護)	71,971人日/月	79,030人日/月	85,808人日/月	障害福祉課	R2
日中活動系サービス利用者数(自律訓練(機能訓練))	84人日/月	157人日/月	432人日/月	障害福祉課	R2
日中活動系サービス利用者数(生活訓練)	3,540人日/月	2,380人日/月	3,917人日/月	障害福祉課	R2
短期入所サービス	2,660人日/月	3,656人日/月	4,517人日/月	障害福祉課	R2
療養介護 利用者数	448人/月	451人/月	463人/月	障害福祉課	R2
共同生活援助(グループホーム)利用者数	1,338人/月	1,793人/月	2,006人/月	障害福祉課	R2
施設入所支援 利用者数	2,278人/月	2,234人/月	2,208人/月	障害福祉課	R2
医療的ケアを行う短期入所施設数	9施設	19施設	17施設	障害福祉課	H28
自立支援拠点活動支援事業(各種講習会受講者数)	626人	1346人	1,000人	障害福祉課	R2
オストメイト社会適応訓練(回数 参加者数)	12回 278人	20回 329人	11回 275人	障害福祉課	R2
音声機能障害者発声訓練(回数 参加者数)	33回 1,056人	40回 1,065人	33回 990人	障害福祉課	R2
移動支援事業者情報提供事業 ガイドヘルパー利用者数(県地域生活支援事業)	13人	9人	9人	障害福祉課	R2
地域生活移行者数(施設入所から地域移行した人の数)※1	905人	1008人	1,122人	障害福祉課	H17~R2
障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)	0	3	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	障害福祉課	R2
共同生活援助(グループホーム)の整備見込量(定員数)	1,615人	2,015人	2,106人	障害福祉課	R2
入院後3ヶ月時点の退院率	67.0%	64% * H29実績	69.0%	健康推進課	R2
入院後6ヶ月時点の退院率	82.0%	79% * H29実績	84.0%	健康推進課	R2
入院後1年時点の退院率	88.0%	87% * H29実績	90.0%	健康推進課	R2
入院期間1年以上の長期入院患者数	2692人	2525人 * H29実績	2230人以下	健康推進課	R2
ピアサポーター登録者数	24人	51人	55人	健康推進課	R2

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	平成30年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
児童発達支援・利用者数(月あたり実利用人数)	2,685人/月	3,768人/月	3,924人/月	障害福祉課	R2
医療型児童発達支援・利用者数(月あたり実利用人数)	28人/月	21人/月	42人/月	障害福祉課	R2
放課後等デイサービス・利用者数(月あたり実利用人数)	1,634人/月	4,339人/月	4,597人/月	障害福祉課	R2
保育所等訪問支援・利用者数(月あたり実利用人数)	26人/月	155人/月	253人/月	障害福祉課	R2
福祉型障害児入所施設・利用者数(月あたり実利用人数)	140人/月	113人/月	143人/月	障害福祉課	R2
医療型障害児入所施設・利用者数(月あたり実利用人数)	86人/月	81人/月	85人/月	障害福祉課	R2
障害児相談支援・利用者数(月あたり実利用人数)	192人/月	1,277人/月	1,315人/月	障害福祉課	R2
病児・病後児保育の実施箇所数	37か所	50か所	60か所	子ども未来課	H31
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	557社	794社	750社	子ども未来課	H31
おかやま地域子育て支援拠点数	173か所	178か所	200か所	子ども未来課	H31
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所数	11か所	13か所	13か所	子ども家庭課	H31
放課後児童クラブ実施箇所数	425か所	583か所	540か所	子ども未来課	H31
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	15市町村	21市町	17市町村	労働雇用政策課	H31
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(養成者数)(県地域生活支援事業)	手話4人 要約筆記29人	手話7人 要約筆記3人	手話5人 要約筆記10人	障害福祉課	R2
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(養成者数)(県地域生活支援事業)	10人	8人	10人	障害福祉課	R2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(派遣時間数)(県地域生活支援事業)	363時間	335.5時間	400時間	障害福祉課	R2
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(派遣時間数)(県地域生活支援事業)	2,006時間	2114.5時間	2,400時間	障害福祉課	R2
障害支援区分認定調査員等の養成(障害支援区分認定調査員研修)(県地域生活支援事業)	114人/年	95人/年	70人/年	障害福祉課	R2
障害支援区分認定調査員等の養成(市町村審査会委員研修)(県地域生活支援事業)	21人/年	15人/年	30人/年	障害福祉課	R2
相談支援従事者の養成(初任者研修)(県地域生活支援事業)	233人/年	210人/年	200人/年	障害福祉課	R2
相談支援従事者の養成(現任研修)(県地域生活支援事業)	49人/年	85人/年	80人/年	障害福祉課	R2
サービス管理責任者の養成(県地域生活支援事業)	412人/年	389人/年	300人/年	障害福祉課	R2
強度行動障害支援者の養成(県地域生活支援事業)	40人/年	236人/年	50人/年	障害福祉課	R2
身体障害者相談員への研修(県地域生活支援事業)	170人/年	150人/年	200人/年	障害福祉課	R2
知的障害者相談員への研修(県地域生活支援事業)	80人/年	121人/年	100人/年	障害福祉課	R2
身体障害者補助犬の育成(盲導犬、介助犬、聴導犬)	0	2頭	1頭	障害福祉課	R2
Ⅲ生活環境					
高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41.3%	※5年毎の調査のため記載不可	75%	住宅課	R2
岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	49.2%	54.7%	60%	建築指導課	R2
旅客施設※2)のバリアフリー化率(段差の解消)	96.0%	96.2%	100%	県民生活交通課	R2
旅客施設※2)のバリアフリー化率(誘導ブロックの整備)	96.0%	100.0%	100%	県民生活交通課	R2
旅客施設※2)のバリアフリー化率(多目的トイレの整備)	71.0%	80.8%	100%	県民生活交通課	R2
低床バスのバリアフリー化率(ノンステップ・ワンステップバスの割合)	45.1%	61.5%	70%	県民生活交通課	R2
Ⅳ教育・スポーツ・文化芸術活動・国際交流					
特別支援学校教諭免許状を保有している公立特別支援学校教員の割合	76.1%	84.3%	91.0%	教育庁特別支援教育課	H34
高等部入学に際して、「個別的教育支援計画」等による引継ぎを行った入学者の割合	61.8%	100%(H29年度)	100.0%	教育庁特別支援教育課	H29

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	平成30年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
特別支援教育支援員を対象とした研修会を実施している市町村教育委員会の割合	100.0%	100%(H29年度)	100.0%	教育庁特別支援教育課	H29
特別支援学校高等部卒業生の就職率	39.5%	45.8%	50.0%	教育庁特別支援教育課	H34
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(幼稚園)	18.7%	99.6%	100.0%	教育庁特別支援教育課	H31
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(小学校)	16.2%	99.9%	100.0%	教育庁特別支援教育課	H31
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(中学校)	10.0%	100.0%	100.0%	教育庁特別支援教育課	H31
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(高等学校)	24.6%	100.0%	100.0%	教育庁特別支援教育課	H31
学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合	83.0%	100.0%	100.0%	教育庁生涯学習課	H28
家庭教育相談員の養成	903人	1011人	1,000人	教育庁生涯学習課	H31
障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催(参加者数)	1,180人/年	984人/年	1,200人/年	福祉相談センター	R2
障害者スポーツ指導者の養成	30人/年	22人/年	30人/年	福祉相談センター	R2
V 雇用・就業、経済的自立の支援					
一般就労への移行(福祉施設から一般就労への移行者数)	99人/年	411人/年	303人/年	障害福祉課	R2
就労移行支援事業の利用者数	3,441人日/月	6,318人日/月	8,571人日/月	障害福祉課	R2
就労継続支援(A型)の利用者数	44,296人日/月	56,626人日/月	71,492人日/月	障害福祉課	R2
就労継続支援(B型)の利用者数	56,857人日/月	68,537人日/月	79,941人日/月	障害福祉課	R2
障害者の様態に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	1人	1人	10人	労働雇用政策課	R2
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	21人	154人	60人	障害福祉課	R2
障害者就業・生活支援センター事業の登録者数	2,194人/年	2,329人/年	4,976人/年	障害福祉課	R2
特別支援学校高等部卒業生の就職率(再掲)	39.5%	45.8%	50.0%	教育庁特別支援教育課	R4
就労継続支援(B型)事業所における工賃(「工賃向上計画」で定める目標工賃)	12,873円	14,741円	15,100円	障害福祉課	R2
VI 保健・医療					
県北医療圏における医師数	362人	386人	400人	医療推進課	R2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数	118人/月	269人/月	415人/月	長寿社会課	R2
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者数	12人/月	189人/月	420人/月	長寿社会課	R2
卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数	57人	62人	64人	医療推進課	H29
1歳6か月児の健康診査受診率	93.2%	95.6%	96%	健康推進課	H31
3歳児健康診査受診率	90.2%	94.6%	94%	健康推進課	H31
新生児聴覚検査の受診率	88.9%	88.2%	100%	健康推進課	H31
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	98.0%	77.7%	99.4%	教育庁生徒指導推進室	H31
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合(小学校)	81.7%	84.8%	94.7%	教育庁生徒指導推進室	H31
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合(中学校)	79.8%	81.3%	91.5%	教育庁生徒指導推進室	H31
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(小5男子)	5.7%	7.1%	6.2%	教育庁保健体育課	R2
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(小5女子)	12.1%	12.5%	14.5%	教育庁保健体育課	R2
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(中2男子)	7.0%	6.3%	5.8%	教育庁保健体育課	R2
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(中2女子)	22.7%	20.6%	21.2%	教育庁保健体育課	R2
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修累計参加者数	533人	839人	800人	健康推進課	R2

数値目標項目	計画策定時点 (H26年度)	平成30年度	目標数値	所管課	目標年度
	基準数値	実績数値			
特定健康診査実施率	38.8%	46.1%	70%	健康推進課	H35
特定保健指導の実施率	16.6%	20.3%	45%	健康推進課	H35
Ⅷ 情報アクセシビリティ					
障害者ITサポートセンター運営事業(利用者数)	938人	725人	1,000人	障害福祉課	R2
重度障害者在宅就労促進特別事業(利用者数)	17人	15人	14人	障害福祉課	R2
パソコンボランティアの派遣等(派遣数)	21件	17件	25件	障害福祉課	R2
手話通訳者設置事業(活動件数)	399件	324件	200件	障害福祉課	R2
字幕入り映像ビデオライブラリー事業(新規利用登録者数)	28人	21人	40人	障害福祉課	R2
点字による即時情報ネットワーク事業(登録者数)	62人	76人	60人	障害福祉課	R2
Ⅷ 安全・安心					
避難行動要支援者の個別計画作成のための名簿作成市町村数	11市町村	27市町村	27市町村	危機管理課	H28
福祉避難所指定済み市町村数	27市町村	27市町村	27市町村	保健福祉課	H28
防災メールの登録件数	39,256件	65,453件	80,000件	危機管理課	R2
自主防災組織率	64.4%	77.0%	82.0%	危機管理課	R2
護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	1,169ha(11,697戸)	1,826ha(19,659戸)	1,983ha(21,050戸)	港湾課、防災砂防課、耕地課、水産課	R2
区域指定等により土砂災害の避難体制を整える箇所数	9,316箇所	12,575箇所	12,000箇所	防災砂防課	H28
子ども110番セーフティコーン設置校数	211校	257校	250校	くらし安全安心課	H31
高校生地域防災ボランティアリーダー養成数(再掲)	803人	1,735人	1,872人	教育庁保健体育課	R2
大学生災害ボランティア研修開催大学数(再掲)	7大学	7大学	10大学	県民生活交通課	R2
Ⅸ 差別の解消及び権利擁護の推進					
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進(協力施設、又は区画等の数等)	955施設、2,116区画	1,015施設、2,268区画	1,200施設、2,600区画	障害福祉課	R2

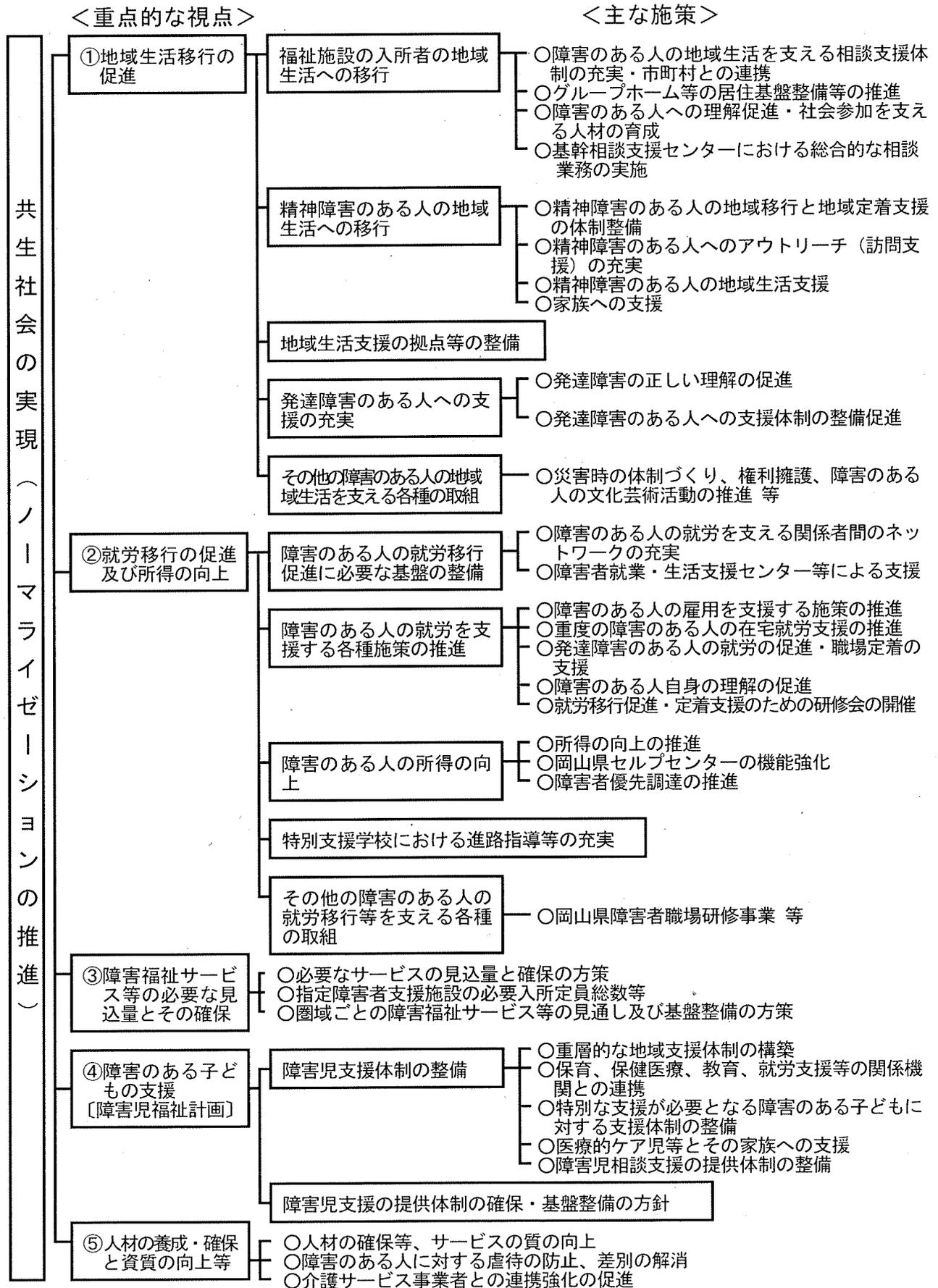
※1) : H17年10月から平成29年3月までの累計 目標は、これに、H32年度末時点までの移行者数(目標)を加算した数

※2) 1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の旅客施設(岡山県内対象駅 24駅)

※3) 実績数値欄は、直近で確認できる最新数値を記載

(2) 第5期岡山県障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画

① 体系



②第5期岡山県障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画 実施状況
(平成30年度実績分)

1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数

- 【成果目標】 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が、令和²元年度末までに地域生活に移行する。
- 【目標数値】 217人(9.5%以上)
- 【H30実績】 61人

2 福祉施設入所者の削減数

- 【成果目標】 平成28年度末時点から令和²元年度までに、施設入所者数を2%以上削減する。
- 【目標数値】 82人(3.6%)
- 【H30実績】 43人

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

- 【成果目標】 令和2年度末までに、県、全ての圏域ごとに協議の場を設置すること。市町村ごとに協議の場が出来るよう、支援・調整を行うこと。

(1) 圏域(備前、倉敷・井笠、高梁・新見、真庭、津山・勝英)

全圏域数 (A)	平成30年度末までに協議の場を設置した圏域数(B)	設置率 (B)/(A) (小数点1位まで記載)	令和元年度中に協議の場を設置予定している圏域数(C)	令和2年度中に協議の場を設置予定している圏域数(D)	令和2年度までに設置予定なしの圏域数(E)
5圏域	5圏域	100%	圏域	圏域	圏域

(2) 市町村

全市町村数 (A)	平成30年度末までに協議の場を設置済の市町村数(B)	設置率 (B)/(A) (小数点1位まで記載)	令和元年度中に協議の場を設置予定している市町村数(C)	令和2年度中に協議の場を設置予定している市町村数(D)	令和2年度までに設置予定なしの市町村数(E)
27市町村	15市町村	55.5%	9市町村	3市町村	市町村

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

【成果目標】 平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村において協議の場を設けること。なお、各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。ただし圏域での設置でも差し支えない。

(1) 岡山県

平成30年度末までに協議の場を設置済	令和元年度中に協議の場を設置予定	令和2年度中に協議の場を設置予定	令和2年度までに設置予定なし
○			

(2) 圏域

全圏域数 (A)	平成30年度末までに協議の場を設置済の圏域数 (B)	設置率 (B)/(A) (小数点1位まで記載)	令和元年度中に協議の場を設置予定している圏域数 (C)	令和2年度中に協議の場を設置予定している圏域数 (D)	令和2年度までに設置予定なしの圏域数 (E)
5 圏域	0 圏域	0 %	1 圏域	圏域	4 圏域

(設置予定なしの理由)

各市町村において、地域自立支援協議会単位等で協議の場の設置に係る検討を進めているところであり、圏域での設置に関しては、当面その動向を注視していく必要があるため。なお、真庭圏域については、今年度中に真庭市及び新庄村において、真庭地域自立支援協議会の部会を活用する形で設置予定であると聞いている。

(3) 市町村

全市町村数 (A)	平成30年度末までに協議の場を設置済の市町村数 (B)	設置率 (B)/(A) (小数点1位まで記載)	令和元年度中に協議の場を設置予定している市町村数 (C)	令和2年度中に協議の場を設置予定している市町村数 (D)	令和2年度までに設置予定なしの市町村数 (E)
27 市町村	7 市町村	25.9 %	7 市町村	8 市町村	5 市町村

(設置予定なしの理由)

設置予定なしの5市町村（井笠地域自立支援協議会の3市2町）では、自立支援協議会自体の体制見直しがされており、現時点、設置時期が未定となっている。

5 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数

【平成 30 年度移行者数】 4 1 1 人

【令和 2 年度目標数値】 3 0 3 人

6 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練受講者数

【平成 30 年度受講者数】 1 人

【令和 2 年度目標数値】 1 0 人

7 福祉施設から公共職業安定所へ誘導した福祉施設利用者数

【平成 30 年度利用者数】 5 0 6 人

【令和 2 年度目標数値】 2 0 0 人

8 福祉施設から一般就労へ移行者中、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

【平成 30 年度支援対象者】 1 5 4 人

【令和 2 年度目標数値】 6 0 人

9 福祉施設から公共職業安定所の支援を受けて就職した福祉施設利用者数

【平成 30 年度利用者数】 3 1 0 人

【令和 2 年度目標数値】 1 4 0 人

10 地域の支援体制の課題の把握及び対応について検討を行うため発達障害者支援地域協議会を開催した回数

【平成 30 年度開催回数】 3 回

【令和 2 年度目標数値】 4 回

11 発達障害者支援センターによる相談件数

【平成 30 年度相談件数】 9 7 7 件

【令和 2 年度目標数値】 5, 3 4 0 件

12 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

【平成 30 年度助言件数】 4 件

【令和 2 年度目標数値】 280 件

13 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

【令和 30 年度件数】 224 件

【令和 2 年度目標数値】 300 件

3 県計画（次期計画）策定に係る国の方針等

（1）第4次障害者基本計画（国計画）の概要

1 第4次障害者基本計画（H30.3月策定）

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法に基づき制定）

【計画期間】平成30年度から5年間

2 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

3 基本的方向

① 2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（※）の向上
- ・アクセシビリティに配慮したICT等の新技术を積極的に導入
- （※）施設・整備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- ・障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

③ 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- ・ハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

4 旧基本計画より重点化された項目

○ 「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」

→公共交通機関のバリアフリー化、移動しやすい環境の整備、障害者に配慮したまちづくりの推進

○ 「文化芸術活動・スポーツ等の振興」

→障害者の芸術文化活動への参加、障害者スポーツの普及、アスリートの育成強化

※第4次障害者基本計画策定後の動き

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (H30年6月公布・施行)

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

(R1年6月公布・施行)

○重度訪問介護サービスに関する課題提起

第4次障害者基本計画 概要

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 平成30(2018)年度からの5年間

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく

(※) アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

(※) 障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

第4次障害者基本計画 概要

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・ 公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・ 聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・ 音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・ Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・ 障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・ 障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・ 障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・ 相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値(直近値)	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(注1)	87.2% (段階解消) (2016年度)	約100% (同左) (2020年度)
ノンステップバスの導入率 ^(注2)	53.3% (2016年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,128台 (2016年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合
(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値(直近値)	目標値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4% (NHK総合) 99.5% (民放キ-5局) (2016年度)	100% ^(注3) (NHK総合・民放キ-5局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8% (一般市町村) (2017年4月)	70%以上 (同左) (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値(直近値)	目標値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87% (都道府県・政令市) (2016年度)	100% (同左) (2022年度)
地域生活支援拠点 ^(注4) を整備している市町村又は障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能(相談、緊急時の受入等)を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値(直近値)	目標値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	14.6~15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	〔2018年4月から新たな医療提供体制を整備〕	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値(直近値)	目標値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人(50人以上) (2017年6月)	58.5万人(43.5人以上) (2022年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増 (~2022年度)

< 教育の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9% (指導計画) 75.7% (教育支援計画) (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値(直近値)	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2% (成人) 31.5% (若年層) (2015年度)	40%程度 (成人) 50%程度 (若年層) (2021年度)
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個 (夏季) (2016年) 3個 (冬季) (2018年)	過去最高の金メダル数 (夏季2020年, 冬季2022年)

(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の見直しについて

(案)

(現行)

施設入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活への移行
<p>【地域生活移行者の増加】 令和元年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u>が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%以上</u>削減する。</p>	<p>【地域生活移行者の増加】 平成28年度末時点の施設入所者の<u>9%以上</u>が地域生活へ移行する。</p> <p>【施設入所者の削減】 平成28年度末時点の施設入所者数から<u>2%以上</u>削減する。</p>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇：<u>316日以上</u>とする。</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院後3月時点の退院率を<u>69%以上</u>とする。 入院後6月時点の退院率を<u>86%以上</u>とする。 入院後1年時点の退院率を<u>92%以上</u>とする。 	<p>【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】 全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。</p> <p>(新規)</p> <p>【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）】 平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。</p> <p>【精神病床における早期退院率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院後3月時点の退院率を<u>69%以上</u>とする。 入院後6月時点の退院率を<u>84%以上</u>とする。 入院後1年時点の退院率を<u>90%以上</u>とする。
障害者の地域生活の支援	障害者の地域生活の支援
<p>【地域生活支援拠点における機能の充実】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。</p>	<p>【地域生活支援拠点の整備】 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。</p>

(案)

(現行)

施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
 そのうち、
 ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援は1.30倍以上とする。
 ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型は1.26倍以上を目指す。
 ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型は1.23倍以上を目指す。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

(削除)

【就労移行支援事業の利用者の増加】
 平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

(削除)

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】
 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】
 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【職場定着率の増加】
 就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。

・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。

(新規)

・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
 各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする(市町村は圏域での設置も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。

(案)

(現行)

相談支援体制の充実・強化等	—
<u>令和5年度末までに、市町村または圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。</u>	(新規)
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	—
<u>障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築する。</u>	(新規)

県計画（次期計画）の策定スケジュール（素案）

- | | |
|------------|---|
| 令和2年3月 | ・ 国の基本指針（障害福祉計画）の告示 |
| 5月 | ・ 岡山県障害者計画にかかる県民意識調査 |
| <u>7月</u> | <u>・ 第1回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援
協議会の開催（骨子案（策定方針）協議）</u> |
| 8月 | ・ 障害福祉関係団体への意見聴取
・ 各市町村ヒアリング、庁内各課調査 |
| <u>11月</u> | <u>・ 第2回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援
協議会の開催（素案協議）</u> |
| 12月 | ・ パブリック・コメントの実施 |
| 令和3年1月 | |
| <u>2月</u> | <u>・ 第3回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援
協議会の開催（最終案協議）</u> |
| 3月 | ・ 計画策定 |

岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員20人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

岡山県自立支援協議会 人材育成部会委員名簿
(任期：H31.3.1～H32.3.31)

○人材育成部会

	氏名	所属	職名	WT	備考
1	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会 ((福) リンク 倉敷地域基幹相談支援センター)	会長 施設長	相談支援	
2	村上 眞	岡山県相談支援専門員協会 ((福) 泉学園 岡山南障がい者相談支援センター)	管理者		
3	出口 隆一	(福) 旭川荘 理事長事務室	室長	サビ管 児発管	
4	寺町 清二	(福) 旭川荘 デイセンターあかしや	サービス 管理責任者		
5	黒住 卓	岡山県知的障害者福祉協会 ((福) 旭川荘 いづみ寮)	支援課長 (サビ管)	強度行動 障害	
6	藤井 仁美	岡山県知的障害者福祉協会 ((福) 瀬戸内福祉事業会 瀬戸内学園)			
7	武田 利恵	(公財) 岡山県看護協会	常務理事	医療的 ケア	
8	村下 志保子	(福) 旭川荘 旭川児童院 地域療育センター	所長		
9	河本 茂美	おかやま発達障害者支援センター	所長	(発達)	
10	西村 裕樹	岡山県 精神保健福祉センター	副参事	(精神)	行政
11	藤上 努	岡山県 保健福祉部 健康推進課 精神保健福祉班	総括参事		
12	田口 昌伸	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 福祉推進班	総括副参事	(発達)	
13	秋山 文男	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班	総括参事	相談支援 サビ管児発管 強度行動障害	

※事務局は障害福祉課 (障害福祉サービス班)

岡山県自立支援協議会 就労支援部会委員名簿
(任期：H31.3.1～R2.3.31)

	氏名	職名	職名	備考
1	大谷 俊之	(NPO) 東備 岡山県就労移行支援事業所協議会	代表	
2	村下 志保子	(福) 旭川荘 岡山障害者就業・生活支援センター	所長	
○ 3	萩原 義文	(NPO) 就労継続支援A型事業所協議会 (岡山南就業支援センターZENKO)	理事長	
4	永田 昇	(NPO) 就労継続支援A型事業所協議会 (ホープ就労・生活支援センター)	事務局長	
5	増田 桂一郎	岡山県知的障害者福祉協会(生産活動・就労支援部会) (閑谷ワークセンター・わけ)	部会長	
6	真田 弥絵	(NPO) 岡山県社会就労センター協議会 岡山県セルフセンター	所長	
7	小川 孝雄	(NPO) 岡山県社会就労センター協議会	アドバイザー	セルフ
8	弘瀬 敦生	(NPO) 岡山県社会就労センター協議会 岡山県農福連携サポートセンター	農福連携 推進員	
9	高橋 一樹	岡山県農業協同組合中央会 同会担い手サポートセンター	センター長	J A
10	神宝 英雄	岡山労働局 職業安定部 職業対策課	地方障害者 雇用担当官	
11	手塚 英市朗	岡山県 産業労働部 労働雇用政策課 労働調整班	総括参事	
12	高岡 和徳	岡山県 保健福祉部 保健福祉課 指導監査室	総括参事	
13	田口 晶伸	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 福祉推進班	総括副参事	行政
14	秋山 文男	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班	総括参事	
事務局	吉岡 崇	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班	主幹	
	鳥越 健一郎	岡山県 保健福祉部 障害福祉課 障害福祉サービス班	主任	

※1 上表中「○」は会長

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

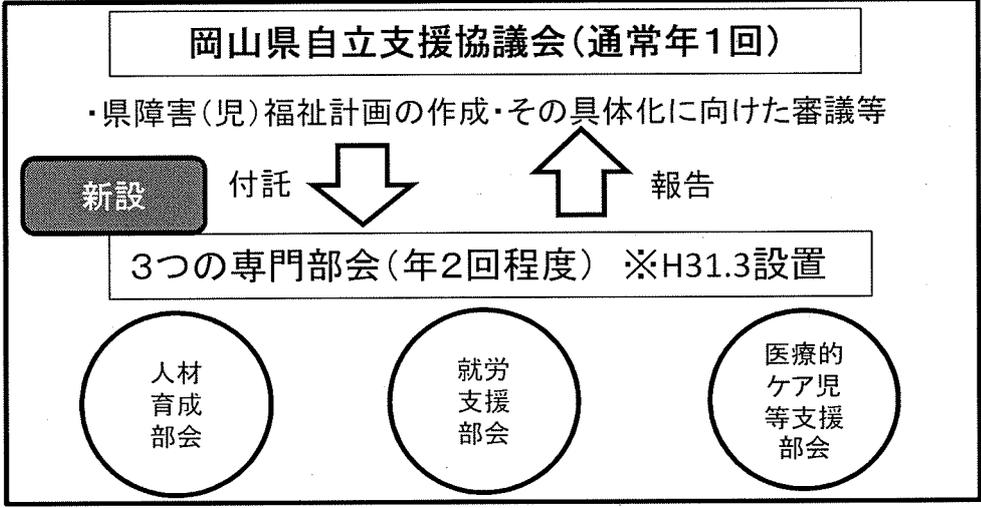
(任期：H31. 3. 1～H32(R2). 3. 31)

	氏名	職名	職名	備考
	1 井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師	
	2 江田 純子	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 ((公社)岡山県看護協会 地域包括ケア推進室)	会長	
◎	3 国富 泰二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事	
	4 篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	
○	5 津島 ひろ江	関西福祉大学大学院看護学研究科	教授	
	6 永田 拓	岡山県相談支援専門員協会 (倉敷地域基幹相談支援センター)	会長	
	7 宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	
	8 村下 志保子	(福) 旭川荘 旭川児童院 地域療育センター	所長	
	9 山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長	
	10 横山 裕司	岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	
	11 鷺尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	准教授	
	12 山岡 格史	特別支援学校校長会 (岡山県立誕生寺支援学校)	校長	
	13 中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	
	14 下野間 豊	岡山県保健福祉部医療推進課	課長	
	15 山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課	課長	
	16 松本 茂樹	岡山県保健福祉部医薬安全課	課長	
	17 桑原 宏	岡山県保健福祉部子ども未来課	課長	
	18 森 信二	岡山県保健福祉部子ども家庭課	課長	
	19 片山 圭子	岡山県保健福祉部障害福祉課	課長	

※委員(県職員以外)：敬称略、50音順

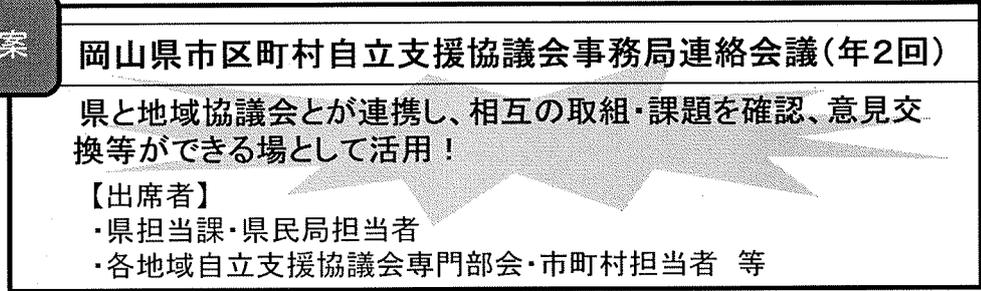
※上表枠外「◎」は会長、「○」は副会長

岡山県自立支援協議会専門部会の設置について ～県・地域協議会間の連携強化を目指して～

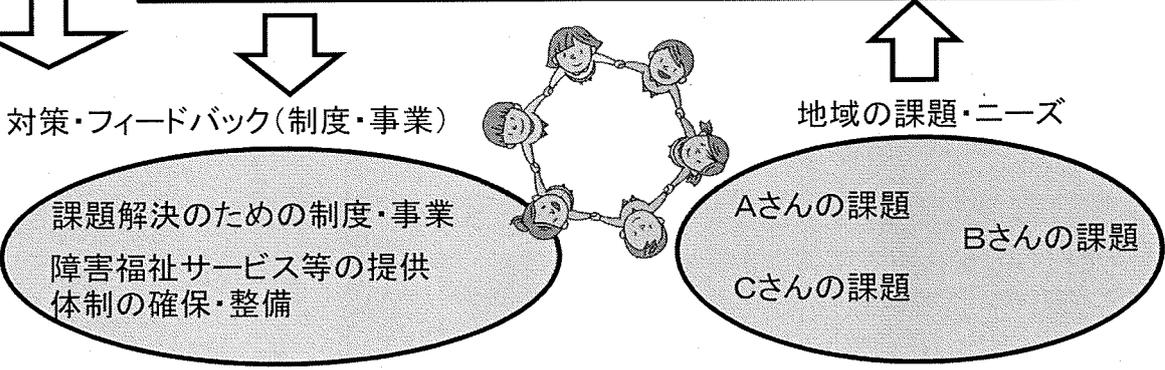
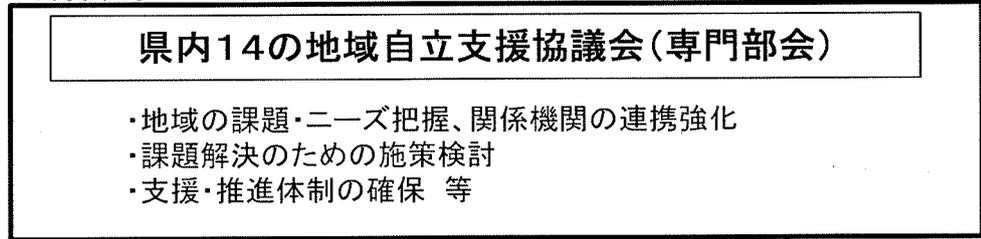


対策・フィードバック
(制度・事業) ↓
↑ 全県的課題・提言等

見直し案



対策・フィードバック
(制度・事業) ↓
↑ 地域課題・提言等



岡山県自立支援協議会各専門部会の今後の進め方について

1 今後の進め方（現時点の予定）

開催時期	自立支援協議会 各専門部会	自立支援協議会 (親会議)
令和元年度		
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期障害（児）福祉計画の進捗状況（平成30年度実績） ・ 国の基本指針の見直し状況
2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期障害（児）福祉計画の進捗状況（平成30年度実績） ・ 国の基本指針の見直し状況 	
令和2年度		
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の骨子案
【第1回】 7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の骨子案 	
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画素案
【第2回】 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画素案 	
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画最終案

2 市町村・地域自立支援協議会との連携

各専門部会での議論の状況や内容については、適宜、市町村や地域自立支援協議会へ情報提供等を行っていく。

3 次期県障害福祉計画・障害児福祉計画の見直し

各専門部会での議論の状況等は、随時、親会議へ報告するとともに、次期計画の見直し等に活用していく。

岡山県自立支援協議会専門部会 平成元年度の開催状況について

1 人材育成部会 *開催日：令和元年12月23日（月）

(1) 議題

- 人材育成部会の今後の進め方について
- 人材育成に係る各種研修について
 - ・令和元年度の実績報告と課題検討
 - ・令和2年度の研修（県主催）スケジュール（案）について
- 岡山県人材育成ビジョンのあり方について

(2) 協議の主な内容

- 研修の広報・周知の方法について
 - ・事業者指導部門にも併せて実施案内することや、ホームページへの掲載などにより周知徹底を図る。
 - ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の更新研修は、更新期限の最後の年に申込が殺到しないよう、広報の方法を検討する。
- 相談支援従事者研修カリキュラムの拡充について
- 人材育成ビジョンの作成について
 - ・幅広い分野にまたがるため、どのような切り口で作成するか、今後議論する。

2 就労支援部会 *開催日：令和元年12月19日（木）

(1) 議題

- 令和元年度の就労支援に係る取組について
- 就労支援部会の今後の進め方について

(2) 協議の主な内容

- 今後の就労支援の取組について
 - ・農福連携については、農家側の障害者に対する理解不足や、福祉側の農業に関する知識不足からマッチングが十分に進んでいない面があり、引き続き、県農福連携サポートセンターを活用して取り組む。
 - ・発達障害者への支援の一環として、就労支援ハンドブックを作成し、来年度以降、企業や行政等に配布して雇用の促進と職場の定着につなげる。
 - ・一般就労への移行を促進するとともに、今後は定着支援についても取り組む。
- B型事業所の報酬算定について

3 医療的ケア児等支援部会 *開催日：令和元年7月17日（水）

(1) 議題

- 医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業の実施状況について
- 小児等在宅医療連携拠点事業等について
- 特別支援学校における人工呼吸器使用児童生徒の通学受入れに関するガイドライン等について

(2) 協議の主な内容

- 市町村（地域協議会）との連携について
- 市町村における「医療的ケア児等支援の協議の場」について
- 医療的ケア児の教育の保障や社会参加、家族の生活に対する支援について
 - *今後、県民局単位で市町村説明会を開催し、協議の場の設置を働きかけるとともに、県と市町村との連携を図る。

※各部会共通議題・・・第5期県障害福祉計画・第1期県障害児福祉計画について